

～江東区中小企業融資～ 事業承継支援資金

新設

事業承継を予定している又は、事業承継を行った区内中小企業者向けに、事業承継に必要な経営資金について融資を斡旋します。



融資条件

融資金額	資金用途	貸付利率	本人負担	返済期間	信用保証料
2,000万円以内	運転資金 設備資金	2.1%	1年目 0% 2年目以降 0.3%	9年以内 (据置12か月含む)	全額補助

資金用途※・利用条件等の詳細は裏面を確認ください。

※M&A 資金にはご利用できません。



事業承継支援資金活用事例

【事例① 親族間承継】

製造業を営む A 会社の社長と後継者の長男は、4年後の経営者交代に向けて事業承継の計画を策定。

事業承継の計画において、新たな最新設備を導入し、既存のノウハウを承継しつつ生産性向上を予定。



(社長と息子で相談し最新設備を導入)

●融資申込 新設備の購入費(設備)

【事例② 従業員承継】

建設業を営む B 会社の社長は、親族に後継者がおらず、3 年前に従業員が代表取締役役に就任。経営経験が浅い新代表は、資金繰りに不安を感じ、区経営相談で事業(承継)計画書を作成。

計画に基づき、融資申込を行い安定した経営資金を調達。



(新代表が承継後の資金調達に活用)

●融資申込 原材料費、人件費(運転)

【事例③ 親族間承継】

個人事業で人気の和食屋を営む C 店主は、事業承継を 2 年後に予定。承継予定の長女は、近隣に洋食屋の新たな出店を希望。

C 店主の経験を活かして承継前に低利の新店舗開設資金を調達。



(C 店主と長女が相談し新店舗開設)

●融資申込 店舗改装費(設備)

江東区経営相談

融資申込に際して、江東区経営相談員による事業計画書(江東区指定様式)の審査が完了している必要があります。

経営相談は区ホームページよりご予約をお願いします。



詳細はこちら↑
(区 HP)

お問い合わせ先

地域振興部経済課融資相談係
(江東区役所4階28番窓口)
〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28
TEL. (03) 3647-2331(直通)

江東区の実業承継支援

江東区では事業承継支援資金以外にも様々な事業承継を推進する取り組み※を行っています。詳細は、江東区ホームページにてご確認ください。

- 事業承継に関するセミナー
- 事業承継補助金
- 事業承継に関する専門家派遣
- 江東区経営相談員による経営相談

※上記の実業承継を推進する取り組みは令和6年4月現在準備中の取り組みがございます。最新情報は、区ホームページでご確認ください。

事業承継支援資金の3つポイント！

1 利子と保証料を補助！

1年目の利子自己負担率 **0%**
2年目以降は **0.3%**
信用保証料は**全額補助**！

2 金融機関による支援！

事業承継計画書について、**金融機関の支援を受けて作成が必要**です。区経営相談時には金融機関の担当者も出席可能です！

3 融資前の事前相談！

融資申込前に**区経営相談員と事前相談が必要**です。事前相談の際に今後の必要書類等をご案内します！

① ご利用できる方

5年以内に事業承継を予定又は、事業承継後5年を経過していない中小企業者であり、以下の条件を全て満たす方

- (1) 区内に住所又は主たる事業所があること (**個人**):住所又は主たる事業所があること (**法人**):本店所在地があること)
- (2) 所得税(法人税)の申告をし、完納していること
- (3) 申込日時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること
- (4) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- (5) 許認可の必要な業種を営んでいる方については、その許認可を原則受けていること
- (6) **事業(承継)計画書を作成し金融機関の支援及び江東区経営相談員の審査・確認を完了していること**
- (7) **事業承継後も江東区内に事業所等が存在し、引き続き江東区内で事業実施を予定していること**
- (8) **親族内承継、従業員承継による事業承継であること。M&A 資金(第三者承継)は原則対象外**

② 資金使途

融資の資金使途は、事業承継前後に発生する資金需要に幅広くご利用いただけます。
なお、**運転資金・設備資金は、今後1年以内の計画利用**を旨とします。

ただし、ご利用できない資金使途の例にあげる資金については、**融資申込の対象外**といたします。

◎資金使途のイメージ

	承継前 5年	経営者の交代	承継後 5年
経営の安定化	資金繰りの安定化を図る資金		認証取得等 ブランド力向上資金
前向きな事業展開	技術の承継を図る資金		事業多角・新規事業への資金

× ご利用できない資金使途の例

株式取得費、専門家活用費、土地購入費
借換資金、代金支払い済みの資金等

③ 融資申込の流れ

① 事前相談

- 経営相談(事業承継に関する相談)を江東区HPから予約ください。
- 事前相談必要書類を持参し、予約日時にご来庁ください。

② 金融機関への相談

- 事業(承継)計画書を作成し、借入希望金融機関と相談してください。

③ 事業承継計画書策定相談・審査※複数回の相談が必要となる場合もあります。

- 経営相談(事業承継に関する相談)を江東区HPから予約ください。
- 経営相談員の指導・助言に基づき事業(承継)計画書を完成させます。
- 経営相談の際には、金融機関同席者の同席も可能です。

経営相談員の審査完了後、融資申込書類を添えて、事業承継支援資金の申込を行います。

【事前相談必要書類】

法人	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
個人	開・廃業届出書
共通	確定申告書及び決算書 (直近3期分)
	承継予定者の資料 (給与明細、住民票等)

④ 申請方法及び必要書類

融資斡旋をご希望の方は、必要書類を揃えたうえで、**経営相談のご予約**をお願いいたします。

なお、必要書類、その他注意事項等については区のホームページご確認ください。



【申請・問合せ先】 〒135-8383 江東区東陽4-11-28
江東区 地域振興部経済課 融資相談係

江東区

TEL. 03-3647-2331(直通) FAX. 03-3647-8442

詳細はこちら→
(区 HP)

